

労働者派遣法 第23条第5項に基づく情報提供について

◇マージン率算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※派遣労働者の賃金には年次有給休暇取得時の賃金を含みます。

◇マージンの内訳

雇用主として負担する労災保険・厚生年金保険・健康保険・雇用保険。  
 有給休暇を取得する際の引当金。  
 営業担当者などの管理者や事務所の事務職などの人件費、事務所維持費、  
 募集広告等をはじめとする諸経費。営業利益。

**対象期間：平成30年11月1日から令和1年10月31日**

派遣元事業所名	派遣労働者数	派遣先事業所数	マージン率	派遣料金の平均額	賃金の平均額
	令和1年11月1日 時点	2019年度	2019年度	8.0時間換算/日	8.0時間換算/日
㈱トライバルユニット 札幌支店	309人	39箇所	20.9%	12,240円	9,679円
㈱トライバルユニット 東京支社	164人	23箇所	22.0%	14,597円	11,388円
㈱トライバルユニット 福岡支店	138人	7箇所	21.6%	11,705円	9,176円
㈱トライバルユニット 横浜支社	103人	7箇所	20.7%	13,329円	10,576円

**労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定を締結しているか否かの別等**

労使協定の対象拠点	札幌支店、東京支社、福岡支店、横浜支社
労使協定の締結について	締結済
労使協定の対象となる派遣労働者範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2021年3月31日

**派遣労働者に適用される福利厚生等**

社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断

**派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項**

派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練の機会を提供して参ります。  
 就業前のビジネスマナーの習得や基礎学力を高める基本教育プログラムなど、  
 スキルアップの機会を提供して参ります。

上記、教育訓練は有給無償で実施することとし、  
 1年を超える雇用見込みがある方については、年間8時間の教育訓練を実施して参ります。

**キャリア形成支援に関する事項**

訓練内容	入職時ビジネスマナー教育、職種別仕事力向上研修、コンプライアンス研修
対象者	新規就労者、弊社が指定する就労中の派遣労働者
訓練方法	OFF-JT
費用負担	無
賃金支給	有

**キャリアコンサルティング相談 お問い合わせ先**

キャリア・コンサルティング担当者を選任し、  
 希望者に対する定期的なキャリア・コンサルティングも実施してまいります。

キャリア・コンサルティングに関するお問い合わせは登録拠点へご連絡くださいませ。